



近年の少子高齢化と人口減少は、より一層深刻なものになっていく。総務省の人口推計によれば、総人口に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)は2019年度において28.4%に達している。同様に人口は10年連続で減少しており、減少率は過去最大の0.22%となっている。人口減少は特に郊外で深刻であり、三大都市圏を除く地方圏に限れば人口減少率は2.1%に達している。こうした人口減少に関連して、国は過疎地域となった自治体に対して援助策を実施してきた。

過疎政策の現状と研究課題

と、全市町村の半数以上にまで増加している。今回はこの過疎地域に対して行われている政策について、筆者の研究の一部を紹介しつつ論じたい。

過疎地域は、直近の国勢調査から算出された人口減少率や高齢化率などの指標に基づいて指定が行われる。過疎地域に指定されると、さまざまな財政・税制などに関する優遇措置が実施される。こうした優遇措置は、過疎化が進むことでその地域の公共サービス水準が低下することのないように、この目的からである。税制優遇についても、都市部に比べて条件不利な過疎地域に立地する企業への配慮から、設備投資に関する減価償却特例などが実施されている。

優遇措置の中でも、特に借金ではあるが、実質的に自己負担3割で過疎対策事業を実施できる。過疎債の発行計画額は増加を続け、今年度には5200億円に達している。過疎債を利用してできる過疎対策事業の自由度は比較的広く、例えば地場産業や観光などの産業振興、保育所や消防、教育施設などの公共施設整備、道路や橋の整備などに利用できる。このような措置により、過疎地域は若年世代や勤労世代を呼び込むことができる。

筆者らは、近年の自治体の過疎地域への指定が自治体の財政や人口動態に及ぼす影響を定量的に分析している。まず、自治体は過疎地域に指定されることで、過疎債を発行して各種事業を行うようになり、歳出は増加する。過疎債の利用は、特に過疎化の著しい高齢化のより進行した地域で顕著である。

人口動態への

影響からの観点

にある。今年度には国によって新たに65団体が過疎地域に指定され、過疎地域を含む市町村の数は885



愛知淑徳大学 経済学部 講師 鈴木 崇文

自治体にとって影響の大きいのが「過疎対策事業債(過疎債)」の発行である。この過疎債は、過疎対策のために実施する各種事業に利用することができる地方債で、形式的には自治体にとっての借金である。しかし、発行した過疎債の元利償還金については、70%が後年度に地方交付税という形で、国から自治体に補助金として補てんされる仕組みとなっている。つまり、

また、人口動態への影響を分析したところ、勤労世代である生産年齢人口比率については一時的だが増加していた。しかし、基本的に増加は過疎地域の中でも高齢化率が低い地域で起きており、高い地域は増加していなかった。高齢化率の高い地域ほどより過疎債を発行し、歳出を増加させているが、人口動態という観点からは、自治体への過疎対策政策は効果が上がっていないようである。このメカニズムについては、より詳細に踏み込んだ分析が必要だと考えている。

すずき・たかふみ 財政・公共経済学。東京大学大学院経済学研究科修了。博士(経済学)。1990年生まれ。